

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 30 減損処理後のその他有価証券に評価差益が生じた場合の税

効果会計の適用

リーマンショック後低迷していた株価も、最近、回復基調にあります。このような状況下においては過年度に減損処理したその他有価証券の時価が上昇し、その他有価証券評価差額金（評価差益）が発生することがあります。この評価差益の税効果会計上の取扱いはどうなるのでしょうか？

今回は、当該取扱いについて

1. 減損を有税処理している場合
2. 減損を無税処理している場合

に分けて解説します。

1. 減損を有税処理している場合

有税で減損処理したその他有価証券に関しては、まず、個別の銘柄ごとに評価差益について税効果会計を適用することが必要になります。

そして、その後の処理については減損処理による将来減算一時差異に係る繰延税金資産の認識の有無によって異なります。

- i 減損処理に関して繰延税金資産を計上している場合

この場合、税効果会計の適用にあたって当期末の時価と比較すべきなのは、税務上の帳簿価額である減損処理前の帳簿価額になります。

すなわち、当期末の時価上昇に伴う会計上の帳簿価額の上昇は、減損処理によって生じた将来減算一時差異の戻し入れであるため、将来加算一時差異の発

生ではありません。

従って、戻し入れが発生した将来減算一時差異に係る繰延税金資産を取り崩す必要があります。

ii 減損処理に関して繰延税金資産を計上していない場合

この場合、取り崩す繰延税金資産が存在しないため、評価差益に関する税効果の処理は不要となります。

なお、i、iiともに、過年度に発生した将来減算一時差異を超えて評価差益が発生した場合、その超過分については将来加算一時差異に該当するため、当該将来加算一時差異について繰延税金負債を認識することに留意が必要です。

2. 減損を無税処理している場合

無税で減損処理したその他有価証券に関しては、税務上の帳簿価額と会計上の帳簿価額が一致しているため一時差異が存在しないと考えられます。そのため、この場合の評価差益の税効果会計上の取扱いは、減損処理をしていないその他有価証券に係る評価差益と同様となります。

さらに、この場合、減損を有税処理している場合と異なり、保有するその他有価証券の評価差益と評価差損の合計額を相殺した後の純額の評価差額について税効果会計を一括して適用する方法が認められると考えられます。

根拠 : 税効果会計に関するQ&A Q3

(2013/2/25号より)